

研究課題	中世東国武家佐竹氏文書の史料学的研究
研究代表者	佐々木倫朗（歴史学科 准教授）

### I. 研究の目的

史料学の分野では、武家が所蔵した文書について、現在の所蔵者・所蔵団体単位でその性格を明らかにすることが行われてきた。しかし、権力が所蔵した文書群全体の性格を明らかにすることは、文書群が果たした機能や権力自体の性格を究明することにおいて欠かすことのできないことである。

本研究では、中世を通じて茨城県域に権力を形成し、近世初頭に秋田県域に移封された佐竹氏が所蔵した関係文書を網羅的に調査し、その史料性格を検討することを目的とする。武家権力が所蔵した文書には、他者から直接に受けた受給文書、他者に発給した発給文書の控えである案文、あるいは権利関係に関わる関係文書、記録類等があげられる。本研究では、そのような関係文書を個別に検討するのみでなく、佐竹氏が所蔵した文書を群として捉え、その史料群の成立過程、変遷等を逐いながら考察して文書群の性格を明らかにし、その分析を通じて武家権力において所蔵文書群が担った機能を明らかにする。

### II. 研究の経過

実施計画に基づいて秋田県の県公文書館・県立図書館を中心に史料の原本調査を行った。研究の目的にも記したように、佐竹氏は、関ヶ原の戦い後の慶長七年（1602）に平安・鎌倉期から根拠地としていた常陸国から出羽国に転封され、江戸時代を通じて久保田（秋田）藩として存続した。そのため、中世に佐竹氏やその家臣団が所蔵した文書も、その多くが所蔵者と共に秋田に移され、現在もそのまま秋田県内に保管・所蔵されているものが多い。その中で、秋田県公文書館は、その設立以前に秋田県立図書館に寄贈・移管されていた旧秋田藩庁文書や旧藩士所蔵文書等を引き継ぎ保管しており、佐竹氏関係文書が最もまとまった形で保管されている所蔵機関である。また秋田県立図書館は、県公文書館と同じ施設内に所在しているが、独自の佐竹氏関係文書を所蔵しており、調査に欠くことのできない施設である。

本年度は、この両施設を中心に秋田県域で3回の調査を実施した。初回の9月9～12日に行った調査の際には、両施設と併せて大館市立中央図書館に保管されている真崎文庫の調査を行った。真崎文庫は、明治初年に佐竹家当主の家従を勤めた真崎勇助の所蔵文書を中心として構成されている。真崎勇助は、明治維新後に旧秋田藩士達が、その所蔵文書を手放して散逸していく中でその収集に努めた人物であった。そのため、収集した文書群には、多くの中世文書の原本が含まれており、貴重な史料群といえる。今回は調査に時間的問題もあり、その確認にとどめることとした。公文書館・県立図書館については、再度11月22～24日・2月22～24日に行った。また県立博物館および美郷町友愛館に所蔵されている中世文書についても調査を行った。

また年度中に影写本の「佐竹文書」が京都大学文学部日本史研究室に所蔵されている情報を得て、その内容を確認するために、3月11～12日にその調査を実施した。その結果、京都大学所蔵の影写本「佐竹文書」は、東京大学史料編纂所所蔵の影写本「佐竹文書」と同一の写本であり、旧秋田藩主である侯爵家佐竹義春氏所蔵の「御文書」の写であることが判明した。またその帰途三重県亀山市で戦国期の文書調査を行った。

### III. 研究の成果

本年度の調査は秋田県域を中心としながら佐竹氏に關係する文書を分析するものであった。その過程で、県公文書館を中心に中世文書の原本史料66点、併せて近世に作成された写本類多数の調査を行うことができた。今回の報告においては、原本史料という観点を重視して中世文書のみを整理を表に示した。ここでは、調査の中で浮かび上がってきた疑問や事実を述べてみたい。

#### ・文書群について

まず調査を進める中で浮かび上がってきた疑問として、中世から近世初頭において佐竹氏が単独で所蔵・保管してきた文書群というものはあまり多くない可能性が高いことであった。中世の武家文書に関しては、

自らの家の由緒を示したり、権利関係を示すものであることから、その家伝文書は一括して整理されて保管されることが多かったものと考えられている。実際に佐竹氏に隣接する陸奥国（福島県）白河を本拠とする白河氏は、江戸時代から現在に至る過程において文書自体はいくつかの系統に分割されてしまっているが、本来は一括した形で文書が管理・所蔵されていたことが指摘されている（村井章介編『中世東国武家文書の研究』、高志書院、2008年）。

しかし、佐竹氏の関係文書の調査を実施していく中で、佐竹氏が近世において文書を家臣から集めて整理・検討した上で、重要と思われる文書については提出を家臣に命じて徴収し、その他の文書については返還することがあったことが確認できた。

具体的には、佐竹氏は元禄9年（1696）に家臣に対して系図や文書類の写本ないし原本の提出を求めたのを皮切りに、以後自らの家譜編纂のためとして継続して家臣から家臣の家伝文書・記録類を提出させ、それを吟味・書写した上で返還する作業を行っている。この事業自体は、家譜編纂に必要な史料収集が本来の目的であったと考えられるが、家伝文書・系図類の吟味の中で家臣の出自を再確認して家中の身分的秩序の再編を図る副次的な目的もあったことが考えられている（遠藤巖「佐竹家中岡本氏と秋田藩家蔵文書」『茨城県史料』付録28、1992年）。その中で書写された文書が、のちに家臣の家毎に整理されていわゆる「秋田藩家蔵文書」（以下「家蔵文書」と略す）としてまとめられる。

そして、その書写の過程で文書の検討や取捨選択が吟味の名の下に行われていたのである。佐竹氏を宛所とする文書を中心にその選別は行われ、藩主佐竹氏が所蔵するに相応しい文書と判断された場合には、藩に文書がとどめられると共に、その文書は佐竹氏所蔵ないし関係の文書をまとめた「御文書」の中に書写されている（鈴木満「『秋田藩家蔵文書』考」『秋大史学』44、1998年）。「御文書」中には、朱書で文書の元来の所蔵者が記され、その文書の伝来がわかるように記されており、書写の後に返却された場合には、「……ニ被返附」等の注記が成されている。しかし、返却された例の方が少なかったようで、大部分は「……差上之」と記されて、文書が家臣から佐竹氏に献上されたことが記されていることが多い。従って、近世の家譜編纂事業の中で、佐竹氏が所蔵に相応しいと考えられる文書の取捨選択が行われ、家臣の所蔵文書から収集されていることがわかる。また、このことが実際行わ

れたことは、現在旧秋田藩主佐竹氏の文書を伝えているのは、財団法人千秋文庫だが、その千秋文庫に所蔵される文書の多くが、この「御文書」に写され、「差上之」と朱書された文書群と一致していることから確認できる。

このように、佐竹氏藩主家が近世段階で自らが所蔵するにふさわしい文書群の収集を行っていることは、踏み込んで言えば、それまで佐竹氏が所蔵していた文書群が必ずしも豊富にあった訳ではないことを示唆するものと考えられる。

そのように考えると、次の課題として、佐竹氏に宛てられた文書や関係文書を中世において管理・保管していた存在はどのような存在なのかが問題となる。この問題については、まだ十分に検討できていないが、「御文書」に自らの文書を献上した家臣の中に十通を越える文書を献上している家臣が数家あることが注目できる。

佐竹氏においては、当主自身に宛てられた受給文書の管理を司っていたかどうかは不明ながら、文書を作成する発給文書の管理を担当する存在が右筆も含めていたことは想定できる。以前筆者は、東国武士における身分秩序を反映して佐竹氏において作成された書札を翻刻・紹介したことがあるが（『佐竹之書札之次第・佐竹書札私』[秋田県公文書館蔵]『日本史学集録』24、2001年）、その際に、書札を作成した人物は自らの手元に佐竹氏の発給文書の案文を含めた関係文書を所持しており、それを参考に文書を作成する際の手引きとなる書札を作成したであろうことを想定した。そのことを念頭において発給文書の管理を受給文書にも拡大して考えれば、佐竹氏の関係文書を一括管理するという形ではないにしても、文書管理を役割とする家が佐竹氏には数家あり、その数家によって文書が管理・保管されていた可能性が高いように思われる。この見解については、尚も論証が必要であると思われるが、東国の有力な戦国期権力であった上杉氏も、佐竹氏と同様に江戸期に文書を家臣層から徴収して所蔵文書の拡充を図っていることが確認されており、領主権力の文書管理の一つのあり方として検討に値するものと思われる。

・「横ノ内折」について

次に文書について確認できたことについて述べたい。佐竹氏の発給文書ないし関係文書の中には「横ノ内折」という料紙の折り方をした文書が少なからず存在することが確認できた。戦国期の文書は、一般的に縦紙ないし折紙という形で呼ばれることが多い。縦紙

とは、文書を折らずに拵げたまま文言を記すもので、これに対して折紙は、料紙の真ん中で横において紙面を両面にして文字を書いたものである。縦紙は、通常文書を折る場合には料紙の奥から袖に向いて巻かないし折る形で持ち運びしやすく折りたたむことが多い。これに対して、「横ノ内折」とは、文書自体は縦紙として文言を記しているのだが、書き終えた後に文書を料紙の内側（文言が書いている側）に折り込み、折ったものを普通の折紙・縦紙のように巻かないし折っていく折り方のことである。

この「横ノ内折」に関しては、相田二郎氏が上杉文書を中心に分析を行い、永正年間から文禄年間にかけての十六世紀に多く確認できること、東国を中心として用いられていたことを指摘している（『古文書料紙の横ノ内折とその封式とについて』『日本古文書学の諸問題』所収、名著出版、1976年）。相田氏は、佐竹氏に関することについては、上杉文書・鹿島神宮文書に関する指摘は行っているものの、秋田県域に関する文書に関する指摘は行っていない。本年度の調査で確認できたこととして、「横ノ内折」には一筋折・二筋折・三筋折があるが、今回確認できた事例は一筋折のみであった。これは、文書が軸装に仕立てられていることが多いためもあり、折目から確認することが困難であったこともある。確認できた事例は、文書の花押が乾ききれない段階で内側に折られてしまい、花押の墨写りが日付上部に残っていることから確認を行った。

#### ・花押・印判について

次に花押について触れると、注目できることとして佐竹義宣の花押の大きさの変化である。義宣の父義重は、平均して50mm前後四方以上の花押を文書に一貫して署判している。これに対して、義宣は、義重から家督を相続する前後の天正年間に使用したと思われる花押については、義重と変わらぬ大きさの花押を文書に署判している（大窪家文書）。しかし、これが秋田移封後に重用する梅津半右衛門や向右近宛の文書（秋田県立図書館所蔵文書）の花押においては、縦方向が30mm以下に縮小した小型の横長の花押を署判しており、その違いは顕著である。しかし、花押型自体は、型を大きく変えてはおらず、小型化をしながらより幅広くなる形での変化にとどまるため、花押型を大きく改めるという変化を捉えづらい反面、緩やかな形で次第に小型・幅広化を果たしていた可能性を指摘することができる。天正末年から文禄期に発給されたと考えられる和田安房守宛（県立図書館所蔵文書）・赤坂下総守（県立博物館所蔵文書）は、丁度その過渡

期にあたる文書と考えることができる。今回の報告では、史料の原本に限定したため表には記載していないが、史料を臨写した家蔵文書や影写本においても同様の花押型の変化が確認でき、義宣花押型の傾向として指摘することができる。

また義宣花押の豊臣政権の従属以降の小型化傾向は、下野国の宇都宮国綱でも確認されており（新川武紀氏の指摘による）、一つの領主花押の傾向として指摘できる可能性がある。このことは、実は本年度の調査において佐竹氏以外で多く見ることの出来た岩城氏について同様のことが指摘できる。岩城氏の場合は、豊臣政権への従属が常隆から貞隆への当主転換期であったため明確に指摘しづらい面があるが、縦25mm×横65mm以上の傾向を持つ常隆に比して、貞隆は縦18～30mm×横65mm以下にとどまっている。豊臣政権への従属、幕藩体制の成立という時代の変化にさらされた領主の意識の変化の顕れとして、この花押の縮小傾向を捉えることができれば興味深い事実である。

表にも佐竹氏発給の印判状が少なく、花押を用いた書状・判物形式の発給文書が多いことが示しているように、佐竹氏は戦国期までは印判状を使用することが少ない存在であった。豊臣政権以降、それが大きく転換して知行宛行の中心に用いられることになる。佐藤家文書の佐竹義憲印判状は、太閤検地を受けて岩城領の再編成のために大量に発給したものの内の二点である。当該期岩城氏の当主は、佐竹氏より入った貞隆であったが、まだ幼いこともあって補佐役として一族の義憲が政務を執っていた。領主権力の発給した印判状と判物を数量的に処理して分析した研究に山室恭子『中世の中に生まれた近世』（吉川弘文館、1991年）があるが、山室氏は、佐竹氏を印判状を多く用いる北條・武田氏をモデルとした東国型の権力に分類している。文書様式を数量的に処理する氏の手法も今後の史料を分析する上での一つの研究手法と思われるが、印判状発給があまり見られない権力を無理に分類してしまう手法には甚だ疑問を持たざるを得ない。

また花押の問題としては、この時期の領主の花押は、一筆書きで書かれるような単純な形からより図案化した花押型が用いられるようになっている。佐竹氏の歴代当主の花押は、「佐竹様」と称される足利様から独自の発展を遂げた一定の形を持っており、各当主の花押の違いはそれにヴァリエーションを与える程度にとどまる変化である。花押の定型化が進んでいるため、花押を整形するために花押をなぞり書きしている跡を

多く確認することができた。

花押の定型化を示す例としてあげられる木版花押も確認でき、佐竹氏の一族義種・岩城重隆が使用している。また佐藤家文書の伊達輝宗の花押は精細に書かれており、なぞり跡から木版を用いたと考えるよりも、型を用いて筆で花押の形を塗るような方法で花押が書かれたと考えるべきものであった。署名の変化として発祥した花押の発展型として興味深いものである。

#### IV. 研究の課題と発展

Ⅲの研究の成果で述べたように、佐竹氏の所蔵していた文書群については、白河氏等とは異なって、中世段階から所蔵していた文書が佐竹氏程の権力のある存在を考えれば、量的に少なかった可能性が高いことを不十分ながら想定することができた。今後の課題としては、不十分であった想定論証を確実なものにすると共に、これを受けて、佐竹氏が直接管理することが多くなかったことを補う形でどのような形や機構に佐竹氏が文書を管理・補完させていたのかを糺明することが必要である。幸いにして次年度に継続して助成を受けることができるため、今年度の課題となった上記の問題について追及していきたいと考える。そのためには、中世文書のみならず江戸時代に形成される佐竹氏の所蔵文書を復元的に考察する必要があり、近世藩政文書の調査も行いながらこの問題に関する考察を深めていきたい。

また史料学的な中世史料の採訪によるデータの蓄積が未だ十分なものではなく、成果の課題で述べたことの実証性を高めるためにも、史料の採訪・調査に重点を置き、新たな史料学の分野の発展に寄与する努力を継続していきたい。